

平成21年5月15日

各 位

会 社 名 松 尾 電 機 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 清 水 巧
(コード番号 6969 大証第2部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 総 務 ・ 経 理 部 門 長 竹 野 井 薫
(TEL 06-6332-0871)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月14日開催の取締役会において、平成21年6月26日開催予定の第60回定時株主総会に下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、次のとおり所要の変更を行うとともに、各変更に伴う条数の変更を行うものであります。
- ① 決済合理化法附則第6条により、同法施行日において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第7条(株券の発行)を削除するとともに、現行定款第9条(単元株式数及び単元未満株券の不発行)の単元未満株式に係る株券に関する規定を削除するものです。
 - ② 決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、現行定款第10条(単元未満株式についての権利)の「実質株主」及び現行定款第12条(株主名簿管理人)第3項の「実質株主名簿」に関する各々の文言を削除するものです。
 - ③ 決済合理化法施行後の株主の権利行使の手続きに関する事項が株式取扱規則に定められていることを明確にするため、現行定款第11条(株式の取扱い)を(株式取扱規則)に変更した上で、「株主の権利行使に際しての手続き等について」の文言を追加するものです。
 - ④ 決済合理化法施行後は、原則として株式に関する手続きについて株主名簿管理人が直接取り扱うことはなくなることから、現行定款第12条(株主名簿管理人)第3項を削除するものです。
 - ⑤ 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものです。
- (2) 株主各位へのサービスの拡充の観点から、会社法第194条に定める単元未満株式を買増して単元株式にすることができる制度を導入いたしたく、定款第9条(単元未満株式の買増し)を新設するとともに、現行定款第10条(単元未満株式についての権利)に当該項目を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	6月26日
定款変更の効力発生日	6月26日

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 (条文省略)</p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p>
<p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は1,000株とする。 <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は1,000株とする。 (削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第9条 <u>当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求することができる。</u></p>
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(新 設)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p><u>(4) 前条に定める請求をする権利</u></p>
<p>(株式の取扱い)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料、<u>株主の権利行使に際しての手続き等</u>については、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 (削 除)</p>
<p>第13条～第39条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第13条～第39条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p>
	<p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条及び本条の規定は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>